

◆主要ニュース◆

- 2019年度のたばこ販売店数・大津組合と彦根組合の合併調印式・定価改定に備えよう……………2面
- 2019年度全協会長表彰受賞の九州南部連合会と埼玉県連合会の活動状況・新発売から60年「ハイライト」……………3面
- JTのリトルシガー<キャメルブランド>・新煙故知新⑦・「百害あって一利なし」言説の背景⑪……………5面
- (日本の喫煙規制は遅れているか?)⑤・お便りコーナー・投稿……………6面
- たばこマンの岡目八目・おもしろクイズ・新商品紹介……………7面
- 「地方たばこ税の財政貢献を地域社会に強くアピールする標語」のPOP=店頭から積極的にアピールしよう……………8面

全 国

たばこ

新 聞

2020年8月

August第892号

■発行元/全国たばこ販売協同組合連合会
〒105-0014 東京都港区芝1丁目6番10号
芝SIAビル7階 TEL.03(5476)7551

■企画編集責任/株式会社アーネスト
〒105-0004 東京都港区新橋6-2-1
木村ビル801 TEL.03(3432)8346

組合員のみなさまへ

たばこ税の「手持品課税」について

申告・納付の手続きの期限厳守を

たばこ税関係法令の改正に伴い、令和2年10月1日(木)午前零時現在において、販売用のたばこを2万本以上所持するたばこ販売業者に対して、たばこ税の「手持品課税」が行われます。なお、所持するたばこが2万本未満の場合は、申告・納付は不要です(参考:2万本=1000箱=100カートン)。

加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算について

加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方法は非常に複雑になっていることから、手持品課税における加熱式たばこの紙巻たばこへの換算にあたっては、「加熱式たばこの簡易換算表」(国税庁ホームページに令和2年9月掲載予定)により、本数に換算して差し支えありません。

葉巻たばこの紙巻たばこの本数への換算について

今回の手持品課税から葉巻たばこの換算方法が変更になっております。具体的には、1本あたりの重量が0.7g未満の軽量な葉巻たばこについては、1本につき紙巻たばこ0.7本として換算することになりました。なお、軽量な葉巻たばこ以外の葉巻たばこについては、従来どおり、重量1gにつき紙巻たばこ1本として換算します。

葉巻たばこの紙巻たばこへの換算にあたっては、「主な葉巻たばこの簡易換算表」(国税庁ホームページに令和2年8月以降の掲載予定)もご利用ください。

申告書の提出期限は令和2年11月2日

対象となるたばこ販売業者は、令和2年11月2日(月)までに、「たばこ税等の手持品課税納税申告書」を作成の上、所轄税務署に提出してください(提出期限を過ぎて申告しますと、加算税または加算金が課される場合がありますので、期限内に申告するよう十分に注意してください)。

納期限は令和3年3月31日

たばこ税の納期限は、令和3年3月31日(水)です。申告書を提出してから納期限まで約5か月間ありますので、納付を忘れないように注意してください。

手持品課税についてのお問い合わせは、最寄りの税務署、または都道府県税務課・県税事務所、市区町村税務課までお尋ねください。国税庁ホームページ、総務省ホームページ(別記アドレス参照)にも、手持品課税に関する情報が掲載されます。

●国税庁ホームページ 「令和2年10月 たばこ税手持品課税」で検索ください。

●総務省ホームページ www.soumu.go.jp

【たばこ税の手持品課税については、次号(9月号)でも再度、ご案内いたします】

「低調店」特例に時限措置 新型コロナウイルスの影響に配慮

「組合員の売上げ激減に伴う現状を憂慮」全協の要望書

「本年4月と5月の売上げ本数は低調店判定の算出根拠にしない」財務省

全協では、去る6月19日に財務省に対して「新型コロナウイルス(以下、新型コロナウイルス)影響に伴う小売販売業の許可に係る「低調店」基準の経過措置について」の要望書を提出した。要旨は、新型コロナウイルス禍の影響で本年4月、5月はたばこの売上げが大きく減少したため、組合員の店舗が低調店に該当し、距離制限なしに近隣に新規店舗が許可されるケースが増加することへの配慮を求めたもの。これを受けて財務省では、6月30日付で「低調店の取り扱いに係る新型コロナウイルス感染症の影響に伴う時限措置」の通達を各財務局等に発出した。

「低調店」の月間平均販売数量の基準

環境区分	販売本数
繁華街(A)又は繁華街(B)	2万4千本
市街地	1万5千本
住宅地(A)	1万2千本
住宅地(B)	9千本

※上記販売数量は、既設販売店の周辺で新規許可申請が提出された日の属する月の前月から過去6か月間における当該既設店の1か月平均のたばこ販売数量。

全協の益田新会長がJTを訪問 寺島社長と歓談

全協の益田龍朗会長(左)とJTの寺島正道社長(右)が、7月9日、東京都港区虎ノ門のJT本社を訪問し、寺島正道社長に就任のあいさつを行うとともに、歓談した。

なお、今回の訪問には、全協の加藤和人副会長、武田基樹総務部長、藤内崇史次長が同行、また、JTからは執行役員5名も同席し、たばこ業界の現状等について情報や意見の交換を行った。

結果として、本年4月、5月の売上げが前年同期に比べ大幅な減少になっているという。今回の要望は、組合員の販売数量の激減に加え、近隣への新規許可は、廃業につながりかねないとの懸念に対応したものだ。

なお、低調店取り扱いの経過措置としては、2011年の「東日本大震災」の際、例外的に2010年9月〜2011年6月までの10か月間は「低調店調査対象期間」として除外して取り扱うこととされた。

「低調店」特例に時限措置 新型コロナウイルスの影響に配慮

「組合員の売上げ激減に伴う現状を憂慮」全協の要望書

「本年4月と5月の売上げ本数は低調店判定の算出根拠にしない」財務省

全協の要望は、近隣に新規申請店が増え、組合員の売上げが激減している現状において、本来は「低調店」に該当しない組合員のお店が「低調店」基準の適用となることで、低調店に該当するかどうかの判断が難しくなっている。今回の「低調店」特例は、新型コロナウイルス感染症の影響で、本年4月と5月の売上げ本数が低調店判定の算出根拠にしないこととされた。

「低調店」とは、小売販売業の許可は、新規許可申請店と既設販売店との距離基準が設けられており、許可の審査では距離を計測している。しかし、既設販売店の月間平均数量が基準(下表)以下の場合には「低調販売店」に該当し、距離計測は行われず、いいかえれば、低調店に該当すると、距離計測(適用)しないで、近隣に新規許可が認められるもの。

「低調店」の月間平均販売数量の基準

環境区分	販売本数
繁華街(A)又は繁華街(B)	2万4千本
市街地	1万5千本
住宅地(A)	1万2千本
住宅地(B)	9千本

※上記販売数量は、既設販売店の周辺で新規許可申請が提出された日の属する月の前月から過去6か月間における当該既設店の1か月平均のたばこ販売数量。

全協の益田新会長がJTを訪問 寺島社長と歓談

全協の益田龍朗会長(左)とJTの寺島正道社長(右)が、7月9日、東京都港区虎ノ門のJT本社を訪問し、寺島正道社長に就任のあいさつを行うとともに、歓談した。

なお、今回の訪問には、全協の加藤和人副会長、武田基樹総務部長、藤内崇史次長が同行、また、JTからは執行役員5名も同席し、たばこ業界の現状等について情報や意見の交換を行った。

結果として、本年4月、5月の売上げが前年同期に比べ大幅な減少になっているという。今回の要望は、組合員の販売数量の激減に加え、近隣への新規許可は、廃業につながりかねないとの懸念に対応したものだ。

なお、低調店取り扱いの経過措置としては、2011年の「東日本大震災」の際、例外的に2010年9月〜2011年6月までの10か月間は「低調店調査対象期間」として除外して取り扱うこととされた。